

架空請求に関する相談件数が多い業者名等

(相談受付期間 令和6年5月1日～令和6年5月31日)

青森県消費生活センター

No.	業者名	債権の種類	住所等
	該当なし		

(注) この情報は、県の消費生活相談窓口における相談受付件数が2件以上の者について記載しています。